

1. 会合名	「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」(第27回)
2. 日時	平成25年8月5日(月)午後1時30分～3時50分
3. 議案	<p>1. 高齢顧客との取引にかかる自主規制規則(案)及びガイドライン(案)についての意見等</p> <p>2. その他</p>
	<p>1. 高齢顧客との取引にかかる自主規制規則(案)及びガイドライン(案)についての意見等</p> <p>前回(第26回)のワーキングにおいて事務局より説明が行われた「高齢顧客に対する勧誘・販売に関する自主規制規則等の制定について(案)」及び「高齢顧客との取引にかかるガイドライン(案)」について、ワーキングメンバー等から意見等募集を行った。</p> <p>今回のワーキングにおいては、寄せられた主な意見等を事務局から紹介後、「規則等の制定(案)」及び「ガイドライン(案)」の前半部分(「1. 社内規則の制定」から「3. 高齢顧客への勧誘・販売商品」まで)について、論点となる事項(確認事項)毎に議論が行われた。</p> <p>【規則の制定について】</p> <p>(1) 規則の案文に関する意見</p> <p>○規則を制定することについて</p> <p>→特段意見等なし</p> <p>○「勧誘」行為に限定して規則を制定することについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あくまで「勧誘による取引」のことを意味しており、勧誘行為のみのことではない旨留意が必要である。(事務局) ・本規則案文に「適正な投資勧誘に努めなければならない」とあるので、案文における「取引」が勧誘に起因する取引に限定されるのであれば特に問題はない。(委員) <p>○用語の変更、追加について</p> <p>→特段意見等なし</p> <p>→既に提出されているご意見を踏まえ適宜修正案を作成する。(主査)</p> <p>(2) その他について</p> <p>○施行時期等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施行時期について(遅くとも)来年の1月1日からという日程は変更できないのか。(委員) <p>→協会規則なので施行時期についても協会員で議論すべきことではあるが、高齢者との取引に関し、金融庁が強い関心を持ち、監督指針の改訂も予定されていることは第24回のワーキングにおいて三村課長からの説明にあったとおりである。その際に協会規則等の制定と監督指針の改訂は平仄を合わせ、遅くとも年内にとの目途も示してもらっている、業界全体のことを考えた場合それを意識し、スピード感をもった議論は必</p>

要である。(事務局)

○金融商品仲介業について

- ・本規則は協会員ではない仲介業者を拘束するものではないと考えるが、その点はどうか考えればよいのか。また、仲介業者である登録金融機関と委託元の証券会社のルールが異なる場合はどう整理すればよいのか。(委員)
→「金融商品仲介業者に関する規則」では、コンプライアンスに関しては委託元の指導に従うことを求めているので、自ずと今回の規制の対象となる。委託元の証券会社と銀行本体の社内規則が異なる場合、あるいは複数の証券会社と委託契約を結んでいる場合等に社内規則が異なる現象は、現在でも他の規制において生じており、メインの委託元証券会社を中心に調整していることと思うので、今回も同様の対応になると考えられる。(事務局)

○解約取引は規制の対象外か。(委員)

→対象外と考える。(事務局)

【ガイドライン案について】

1. 社内規則の制定

- ・ミニマムスタンダードとは、どこまで示していただけるのか。(委員)
→本ガイドラインにどこまで盛り込むかを含めてこれから議論いただきたい。(事務局)

2. 高齢顧客の定義

(1) 高齢顧客の定義に関する意見等

- ・当社では、上場企業の役員や顧問等、資力や知識、判断能力に問題がない顧客に対しては、本人からの申出及び地区担当役員の承認のもと高齢顧客の対象外としている。このような取扱いも認めてほしい。(委員)
→このような顧客を高齢顧客の定義から外す考え方と、高齢顧客に含めて、運用面で対象外とする考え方の2通りの考え方がある。今回の議論の資料は後者の考え方で整理している。(事務局)
- ・高齢顧客の定義については年齢のみを条件とすることとし、高齢者の定義そのものに関してはその他の属性等による例外的な運用は検討しないということによいか。(主査)
- ・この点は本ガイドラインにどのような記載を行うかに重要な関わりがあると思われる。例えば、本ガイドラインでは高齢顧客の定義に、年齢の他にも様々な要素を含ませて、後は各協会員がそれぞれ決定するという形になるのであれば、「高齢顧客そのものから除外するか、運用面で除外するか」という議論は、あまり意味がない。(委員)
- ・顧客属性や投資意向に応じた対応は既に各社が行っている。高齢顧客の定義を各社任せにするのでは本ワーキングで議論する意義がない。現行の各社毎の対応では苦情・トラブルが絶えないのであれば、本ガイドラインで明確に高齢者の基準を定めるべきである。(委員)

・何らかの年齢基準がないと議論する意味がないという意見はそのとおりだと考える。(委員)

→ここでは高齢顧客の定義を年齢基準とすると仮置きして、以降具体的な年齢や例外対応等の議論を進めたい。(主査)

(2) 「段階的な管理方法」に関する意見

・「段階的な管理方法」とは年齢と商品の組み合わせだけの意味か。あるいは業務フロー等も含めているのか。(委員)

→業務フローはミニマムスタンダードと考えており、年齢と商品を部分的に組み合わせることは想定していない。なお、ミニマムスタンダードが適用されない層に対して、各社が独自の基準・ルールで業務フローを部分的に採り入れることはあると考えている。(事務局)

(3) 高齢顧客の年齢基準に関する意見等

・ある程度の水準は示すべきである。強制はしないまでも協会として考える高齢者の年齢基準を示すべきではないか。(委員)

→年齢基準について、あくまでワーキングで議論していただくものであり、協会事務局として示すものではないと考える。(事務局)

・本規則や本ガイドラインに具体的な年齢基準を示す方法と、具体的な年齢基準を示さないまでも、各社の社内規則には年齢基準を必ず示すこととすることで、間接的に規制する2つの方法が考えられる。(委員)

・年齢基準について、本ガイドラインに示すか示さないかは別にして、ある程度目線を合わせるためには基準が必要であると考えている。当社では現在70歳という基準を設けている。ただし、本件のフローを行うには70歳ではとても回らない。本件のフローを実施するのが可能な年齢基準は80歳と考えている。(委員)

・本規則や本ガイドラインで、高齢者の年齢基準を示すことは難しいと考えている。最低水準を定めるのか、あるいは各社に委ねるのかではないかと思う。ちなみに当社では年齢基準が80歳であれば本件のフローへの対応が可能であると考えている。それ以下になると難しい。(委員)

・当社では現状では70歳という基準を設けているが、本件のフローに対応するには、少なくとも80歳以上かなと考えている。(委員)

・当社では、公社債、公社債投信以外は原則勧誘不可としている基準は80歳である。その下に75歳という基準を設け、商品により上席の承認が必要なものとそうでないものに分けている。各社毎に規模、顧客分布、取扱商品も異なる。また、高齢者のなかには一定数、知識や理解力、判断力に全く問題なく投資を楽しみにしていらっしゃる方もおり、そのような方にまで一律に勧誘ができないことも問題である。年齢基準は各社毎に定めるべきであると考えている。(委員)

→今日この場で結論を出すのは困難であることから、各社に持ち帰りいただき次回以降の議論としたい。(主査)

- ・目線を合わせる水準を示していただきたい。年齢に限って目線を合わせるのか、すべての顧客属性に対して目線を合わせるのか、それによって各社の意見も異なるのではないか。(委員)

→今回目線を合わせるというのは、協会の規則として各社で社内規則を定めるというのが目線を合わせることを考えている。業態、取扱商品も異なり、既に各社では様々な基準を設けているなかで、すべての顧客属性に関して同じ基準を設けることは、これからの議論ではあるが、現実的ではないと考える。年齢基準を一致させることが、目線を合わせる必要条件ではないと理解している。(主査)

- ・本ガイドライン案の2. Q1に記載されている65歳、75歳の例の記載には違和感があるので、削除してはどうか。またQ2には「ある一定の年齢以上の方には、一律の対応方法を採用することが妥当」とあるが、金融庁の「金融商品取引法の疑問に答えます」には一律の対応が適合性の原則の趣旨に合わないとされており、一律の対応方法を採用することが妥当と言い切ってよいものかと考える。(委員)

→65歳、75歳の記載は議論の下地として書いたものであり、削除する方向で検討したい。「金融商品取引法の疑問に答えます」と本件のフローは矛盾するものではないと考えている。「一律の」表現を含め本ガイドラインの書きぶりについては修正を検討する。(事務局)

(4) 「取引代理人制度について」

- ・代理人取引については、代理人のみとしか取引できないとしている場合や、本人とも代理人とも取引ができるとしている場合など各社各様である。代理人について本ガイドラインに一律に定めるのは困難ではないかと考えている。本ガイドラインではあくまで勧誘される人が高齢者の場合、規制の対象となるよう整理したいと考えている。(事務局)

→特段意見等なし

→本ガイドラインではあえて代理人について詳細に言及せずに、代理人が高齢者の場合に対象となることとしたい。(主査)

3. 高齢顧客への勧誘・販売商品

(1) 勧誘・販売可能商品の範囲

○全体的な意見

- ・全体として、本ガイドラインで例外とする商品を認めるべきではないとの意見もあるが、実務的にも例外なしでは運用できないと考えられ、今後の議論では例外なしを前提としないことでよいか。また一定金額以上の取引のみを本ガイドラインの対象とすべきとの意見については、本件の趣旨に鑑み、受け入れられないと考えるがそれでよいか(主査)

→一同同意

- ・役席者の事前承認はあくまで例外であり、原則として勧誘禁止とすべきか、

それとも、事前承認も一連のフローの一部として考えるべきかについて意見はあるか。(主査)

・原則禁止とすると、例外のほうが原則を上回るケースが散見されるおそれもあり、原則禁止としないほうが現実的ではないか。(委員)

・今回の規則制定の出発点は、高齢者に安心して取引を行ってもらおうことだと考えると、一律に勧誘禁止とするのではなく、勧誘する場合には所定の対応をとって安心して取引していただく、とする考え方でよいか。(主査)
→一同同意

○対象範囲に関する意見

・「高リスク商品」との表現は変えてほしい。いわゆる高リスク商品には上場株式も含まれており、誤解され、混乱する。(委員)
→適切な表現があればご提案願いたい。(事務局)

・高リスク商品を規制したいのか、複雑な商品を規制するのか、換金性が乏しい商品を規制するのか、何を規制するのが理解できない。(委員)
→基本的には、これらの要素を総合的に勘案し、この場で議論することではないかと考える。(主査)

・金融庁提示の業務フローを考えたら、値動きのある商品は受け入れられないのではないかと。投資信託でも日次で基準価額が変わり、翌日受注の業務フローでは対応できないのではないかと。(委員)

→値動きといっても日中刻々と値段が変わる上場株式と日次で基準価額が変わる投資信託とは同じではないと考える。日経 225 や TOPIX 連動の投資信託は元となる指標の値動きが広く周知されているものなので、対象外でもいいのではという話も金融庁からいただいているが、アクティブ型投信などは日中においても買付価格がわかるものでもなく、日々の値動きにより短期的な投資をするものなのかどうかということも考える必要がある。一概に値動きがある商品というだけで、金融庁が示した業務フローの対象外とするのはいかがなものかと考えている。(事務局)
→顧客が自発的に注文するものは、本件のフローの対象外である。あくまでも勧誘による取引について、投資信託等は値動きがあるからといって翌日受注ができないものではないと考える。(主査)

・顧客を勧誘して、顧客から買いたいと申出を受けた時、高齢者だからといって翌日以降の受注の対応をとると、顧客は他社に流れてしまう。値動きのある商品については、本件のフローでは対応できないことを念頭に今後の議論を進めていただきたい。(委員)

・「償還期限が極めて長い」を「換金性が乏しい」に変更することで問題はないか。(主査)

→償還までの期間が極めて長い商品であっても、例えば超長期国債などは、換金性や透明性などは問題ないと考える。「償還期限」については、

	<p>金融庁が示した基準なのか。(委員)</p> <p>→金融庁が示したのではなく、過去の証券取引等監視委員会の検査等を踏まえ記載したものである。協会員の意見として「換金性」に変更すべきとの意見があったことから、変更の可否をうかがっているものである。(事務局)</p> <p>・日経 225 や TOPIX を参照指標とする投資信託は本件のフローの対象外とし、それ以外の投資信託は対象とすることによいか。(主査)</p> <p>→特段意見なし</p> <p>○その他</p> <p>・通貨について、米ドル、ユーロ、豪ドルのみを例示しているが、その基準はなにか。(委員)</p> <p>→日経 225、TOPIX と同じように、広く値動きが周知されている点や各社の取扱通貨、スプレッド等を勘案して示している。(事務局)</p> <p>・各社では、新興国通貨等他の通貨も相当数取り扱っている。知名度や浸透度に問題ないと各社が判断した場合、本件フローの対象外とすることも可能か。ブラジルリアルやロシアルーブル、メキシコペソ等は対象外にしてほしい。(委員)</p> <p>・対象、対象外と言われるが、本ガイドラインでの「規制の対象」とは「役席者の承認」という点についてなのか、あるいは「役席者・家族の同席、翌日以降受注」ということなのか。(委員)</p> <p>→役席者の事前承認とその他のフローは一对として考えている。(事務局)</p> <p>・役席者の事前承認は必要だが、家族の同席や翌日受注のフローは不要というルール設計は考えられないか。(委員)</p> <p>→ミニマムスタンダードとしては想定していない。各社独自の基準、ルールとしてはあるかもしれない。(事務局)</p> <p>・商品と年齢とフローを一体として考えるのは合理的であると考えているが、実際の裁判例やあっせん事例では、今回の基準の対象範囲外の商品や年齢の例も現実にはある。その部分についての目線合わせについてはどうするのか。各社にベストプラクティスを求めるのか、一定の目線を示すのか。(委員)</p> <p>→ミニマムスタンダードについて本ガイドラインに示して、それより先のベストプラクティスについては、考え方等を示し、各社で取り組んでもらうことになるのではないかと考えている。(事務局)</p> <p>・対象範囲となる基準は、リスクなのか、複雑性なのか、換金性なのか、何を基本として考えればいいのかを大きな枠で示してほしい。(委員)</p> <p>→考える枠というのはリスクなり、換金性なり、複雑性だと思うがそれを踏まえて議論いただきたい。(主査)</p> <p>→この場でこの通貨は対象、対象外と決めることはできないので通貨に</p>
--	---

については別途アンケートでご意見をいただきたい。(主査)

- ・一定年齢以上の顧客であっても本ガイドラインの対象外とする規定を認めてよいかについて意見はあるか。(主査)
 - 取締役を対象外としてしまうと、形式的に名前だけ取締役といった顧客が対象外となってしまう、トラブルとなりかねない。慎重な運用が必要である。(委員)
 - 懸念されるとおりで、各社で基準を設けてもらいたく、例示として、営業員が頻繁に接触している会社経営者等と挙げている。(事務局)
 - 既存顧客とのトラブル防止のためにもこの例外対応は必要と考える。当然、乱用、潜脱行為のないように各社でしっかり対応していただくことを前提に、この例外を本ガイドラインに盛り込みたい。(主査)
- ・ファンドラップについては、基本的には投資信託であるため、投資信託が対象となるのであれば、対象となると考えることもできる。ただし通常の投資信託の購入とは異なる部分もあるため、次回以降に議論したい。(主査)

(2) ガイドラインにおける「勧誘」の定義

- ・協会規則に勧誘の定義について事例を挙げて細かく規定してしまうと、裁判上での勧誘の解釈と齟齬が生じた場合に混乱が生じてしまう可能性があり、踏み込んだ判断は慎重に行う必要がある。(委員)
- ・本ガイドラインにおける「勧誘」を、資料のとおり「顧客への個別商品の買付に関する説明」としてはどうか。「勧誘」と表記すると「勧誘とは何ぞや」という議論になってしまう。(委員)
- ・投資勧誘規則5条の2(勧誘開始基準)を制定する際にも勧誘の定義について議論になり、5条の2において勧誘を定義した。同じ規則に定義の異なる勧誘があるのもいかなものかと思う。(事務局)
 - これまで意見等を踏まえ、事務局で修正案を考えさせていただきたい。(主査)

(3) 事前承認を行う「役席者」の定義

- ・役席者自ら担当する顧客については、役席者は管理能力、適合性判断能力等が当然備わっていると考えられるので、事前承認や他の役席者による受注は不要ではないかと考える。(委員)
- ・役席者の定義を定めてしまうと、役席者の範囲が狭まってしまい、運用上対応が難しくなるのではないかと危惧している。(委員)
 - 役席者の定義を定めると、受注業務に支障をきたすおそれもある一方で、役席者の顧客について承認不要とすると、役席者の範囲を広くした場合、牽制機能が機能しないことも考えられる。ここでは一旦役席者を「経験、見識に照らし、自社で定める一定の役職以上の者」とし、役席者の担当顧客の承認省略の考え方については次回以降議論したい。(主査)

	<p>査)</p> <p>(4) 役席者の「定期的」な面談について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一律に定期的な面談の期間を決めるのは難しいと考えている。面談の目的を明らかにするという意味で、「面談等は取引の都度又は顧客の属性等に応じて面談の実施時期を定める等して、体調や理解力に変化がないかについて、確認することが必要であると考えます。」と変更したが意見はないか。(主査) →特段意見等なし <p>2. その他</p> <p>事務局から次回の日程の連絡と、本日の議論となった高齢者の年齢基準、通貨等についてメールで意見を募集する旨連絡が行われた。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
5. その他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する 問い合わせ先	自主規制企画部 (03-3667-8470)